

香川県営業時間短縮協力金（第8次）申請方法フローチャート

(令和3年10月11日現在)

対象地域：高松市内

中小企業かどうか
(個人事業主の場合は「はい」)

| 業種 | ①又は②のいずれかを満たせば中小企業 | |
|-----------------|--------------------|------------|
| | ①資本金 | ②常時使用する従業員 |
| サービス業 ※宿泊業など | 5000万円以下 | 100人以下 |
| 小売業 ※飲食業 | | 50人以下 |

はい

前年又は前々年の9月
(又は9月13日～9月30日)(店休日除く)の
1店舗における1日当たりの
飲食業売上高が以下のどれに当たるか

- ①：7万5千円以下
- ②：7万5千円超～25万円以下
- ③：25万円超



①

②

はい

いいえ

前年又は前々年の9月
(又は9月13日～9月30日)(店休日除く)
の売上高と比較し、本年の9月
(又は9月13日～9月30日)(店休日除く)
の1店舗における1日当たりの
飲食業売上高減少額が25万円以下か

大企業

協力金の額

提出資料

売上高方式

3万円/日

売上高に応じて
3～10万円/日
【1日の売上高の4割】
(1千円未満は切り上げ)

10万円/日

売上高減少額方式

売上高減少額に応じて
10.1～20万円/日

売上高減少額に応じて
最大20万円/日

- ・誓約書
- ・外観・内観の写真
- ・営業許可証の写し
- ・確定申告書の写しなど

- ・誓約書
- ・外観・内観の写真
- ・営業許可証の写し
- ・確定申告書の写し
- ・前年又は前々年の9月の売上に係る売上帳等の写しなど

- ・誓約書
- ・外観・内観の写真
- ・営業許可証の写し
- ・確定申告書の写し
- ・前年又は前々年の9月の売上に係る売上帳等の写し
- ・本年の9月の売上に係る売上帳等の写しなど

例外の取扱い

- 月単位又は店舗単位の飲食業売上高を把握することが困難な場合
 - ・店舗ごとの年度の飲食業売上高を年度の日数(休業日を除く)で除すことにより、1日当たりの飲食業売上高を計算
 - ・事業者全体の飲食業売上高を店舗数で除すことにより店舗単位の飲食業売上高を計算
- 新規開店等の特例
 - (1) 新規開店特例
時短要請月(9月)を基準に、開店1年未満の店舗で、参照する前年又は前々年の飲食業売上高が存在しない場合、開店の日から時短要請期間の開始日の前日(9月12日)までの期間の飲食業売上高の合計を、同期間の日数で除して、1日当たり売上高を計算し、1日当たりの協力金の金額を計算
 - (2) 合併・法人成り・事業承継特例
合併・法人成り・事業承継等により、時短要請月の店舗の事業者と参照する前年又は前々年の当該店舗の事業者が異なっているものの、事業の継続性があると認められる場合には、前年又は前々年の飲食業売上高を用いて1日当たりの協力金の金額を計算
 - (3) 罹災特例
前年又は前々年において、震災、風水害、火災等の災害の影響があった場合には、前々々の時短要請月(期間)の飲食業売上高を用いて1日当たりの協力金の金額を計算

【早期一部支払い制度】
第1次～第4次の協力金の受給実績がある方で、営業時間短縮等の要請に全面的に協力いただける場合は、定額24万円を早期にお支払いすることが可能です。
ただし、別途、第8次の本申請を売上高方式により行っていただく必要があります。